

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う  
「資金援助」に係るFAQ

問) 国・地方公共団体が実施する『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金』は、令和4年3月10日付け学振養207号の通知に記載の「国、地方公共団体、受入研究機関等が実施する新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済支援」にあたるかと考え、申請しても構いませんか。

答) 差し支えありません。なお、『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金』を始め、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による給付金の支給対象については、資金提供元の判断となりますので、資金提供元の申請の要件等をご確認のうえでご対応ください。

問) 令和4年3月10日付け学振養207号の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済支援を受給した場合、「奨学金等受給報告書」による日本学術振興会への報告は必要でしょうか。

答) 本会への報告は不要です。ただし、受給した給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う給付金であることを説明できるようにしておいてください。